

マイナンバー制度が 導入されます。

マイナンバー (個人番号) 制度とは

行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。

マイナンバーによる情報連携で、よりよい暮らしへ。

マイナンバーは、安心・安全な仕組みで各機関が分散管理する個人情報をつなぐ役目を果たします。 これによって国や地方公共団体等での情報連携が可能になり、さまざまなメリットをもたらします。

公平・公正な社会の実現

適正・公平な課税を 実現します。

所得把握の正確性が 向上し、適正・公平 な課税につながります。 年金などの社会保障を、 確実に給付します。

未払い・不正受給を 解決します!



行政の効率化

行政手続が、

各機関で作業のムダが 削減され、手続が スムーズに!



災害時の行政支援に 正確で早くなります。 マイナンバーを活用。

> 被災者台帳の作成 などにより、迅速な 行政支援を実現します!



国民の利便性の向上

年金や福祉などの申請で、 書類の添付が減ります。

事前の 書類取得の 必要なし!



情報を 窓口側で

制度実施の 流れ

平成27年10月~-

マイナンバーの通知を 住民票の住所へ送付開始 平成28年1月~·

- ●社会保障・税・災害対策の手続 で、マイナンバーの利用が開始
- 申請者に、個人番号カードを交付

平成29年1月~

国の行政機関の間で 情報連携を開始

平成29年7月~ 地方公共団体等も 含めた、

情報連携を開始

- マイナンバー制度のホームページ
 - http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html
- マイナンバーのお問い合わせは

0570-20-0178 (全国共通ナビダイヤル)

平日9時30分~17時30分(土日祝日・年末年始を除く)

- ※ナビダイヤルは通話料がかかります。
- ※英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語対応は0570-20-0291におかけください。
- ※一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、050-3816-9405におかけください。